



一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

教育現場における著作権教育 ーネット時代に情報の「意味」を考えるー

2017年10月17日

久保田裕

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事

山口大学 特命教授





ACCS紹介

正式名称

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
(Association of Copyright for Computer Software)

活動趣旨

デジタル著作物の権利保護や著作権の普及活動を通じて、コンピュータ社会における文化の発展に寄与する。

会員数(2017年9月1日現在)

◆正会員	117社
◆賛助会員	25社



活動内容

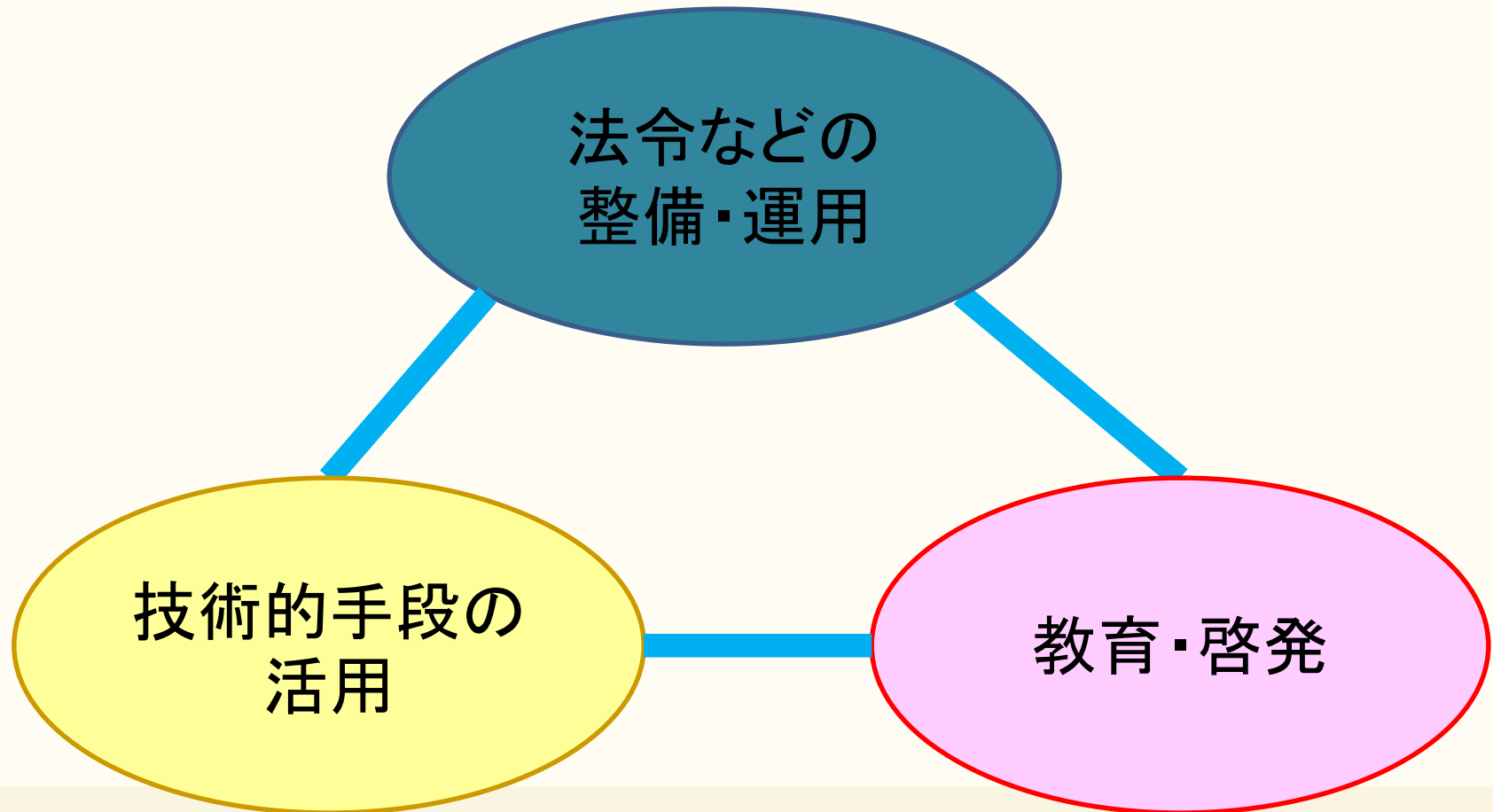
- ・教育・広報啓発活動
- ・権利執行支援活動
- ・調査研究活動
- ・著作権ビジネスの支援





著作権保護3つのポイントとACCSの活動

バランスの取れた実施が必要

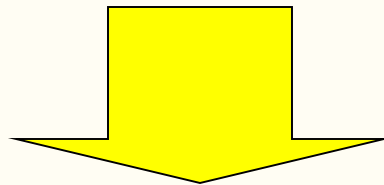




本日扱う“情報”の定義

✎ 文字、音声、数値、画像、映像などの表現手段を使って、人の判断や行動の決定に利用されるために作り出された、大きさも重さもない記号の集合

- ◆ 手紙や論文などの文章
- ◆ 人の会話
- ◆ テレビの映像 など



カタチではなく内容が情報

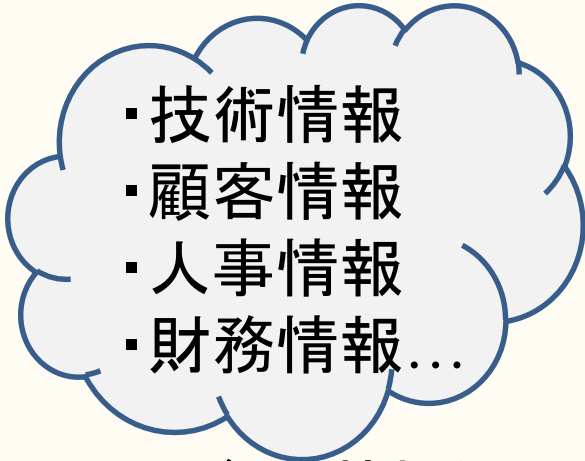




取り扱う情報の種類

✎ 情報全般の取り扱い方法を定めた法律はない

- ◆ 法律で取り扱い方法が定められている情報
- ◆ 法律で取り扱い方法が定められていないが注意すべき情報
- ◆ その他の情報



- 技術情報
- 顧客情報
- 人事情報
- 財務情報...

企業ではさまざまな情報を扱っている





(参考)「情報学」の中の情報の定義

✎ そもそも情報とは何か？

- ・人間にとって意味や価値をもたらすもの
- ・選択をする際、役に立つもの
- ・個別で主観的なもの
- ・差異や区別をするもの

◆じょうほう【情報】ある事項に関して、伝達(入手)されるデータ(の内容)。
〈通常は送り手、受け手にとって何らかの意味を持つ(形に並んでいる)データを指すが、データの表わす意味内容そのものを指すこともある。さらに、そのデータをもとにして適切な決定を下したり行動をとったりするという判断材料としての側面に重点を置く場合も多い。〉

「新明解国語辞典 第四版」から引用





(参考)「情報学」という学問

✎ 情報学という学問があり、およそ4つに大別することができる。

- 1, 情報工学...コンピュータを前提とした情報処理の学問
- 2, 応用情報学...諸々の分野におけるコンピュータ活用の学問
- 3, 社会情報学...情報社会を人文、社会科学的に分析する学問
- 4, 基礎情報学...上記の1～3の概念的ベースとなる学問





法律で取り扱い方法が定められている情報

- ①著作権などの知的財産権
: 著作権法、特許法、商標法、意匠法など
- ②個人情報
: 個人情報保護法
- ③業務上知り得た秘密情報、営業秘密
: 地方公務員法、弁護士法など、不正競争防止法
- ④資産関連情報
: 金融商品取引法、出資法など
- ⑤文書、電磁的記録など
: 刑法





著作権法と個人情報保護法の目的

著作権法

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

個人情報保護法

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。





(参考) 個人情報保護法の罰則

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

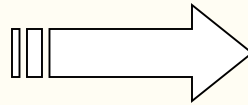




情報社会のメリット①

情報の伝達に関するメリット

通信相手
通信範囲
通信速度



拡大

情報を
誰にでも、
広域に、
素早く、
誰もが、
伝送できる。

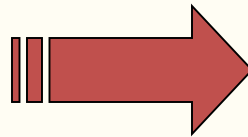




情報社会のメリット②

✎情報の形状に関するメリット

デジタル情報



情報を容易に

加工

編集

複写

することができる。





情報社会の特徴

1. <情報収集活動>

情報量の急激な増加

2. <情報発信活動>

不特定多数の人に発信が可能

3. <情報の形状変化>

情報の容易な使用が可能





情報社会のデメリット

 情報社会の発展によって、両側面の環境を整備してしまった

- ◆ 犯罪が容易に行われ得る環境
- ◆ 誰もがリスクを抱える環境
- ◆ 被害が拡散する環境



誰もが**加害者**になりやすく、
誰もが**被害者**にもなりやすい

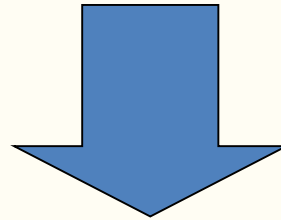




何故“情報モラル”が必要か

✎ 情報社会における社会の変化

✎ コミュニケーションの方法、機器などの発達



**情報を取り扱う側の変化も
必要になってくる**





情報モラルとは

情報社会で適正な活動を行うためのものになる考え方・態度のこと





情報モラルとは何か

情報モラルのフィールドと内容

情報社会：わたしたちの暮らす社会

情報社会でのトラブルを避け安全に暮らす

情報を適法・適切に

収集・管理する



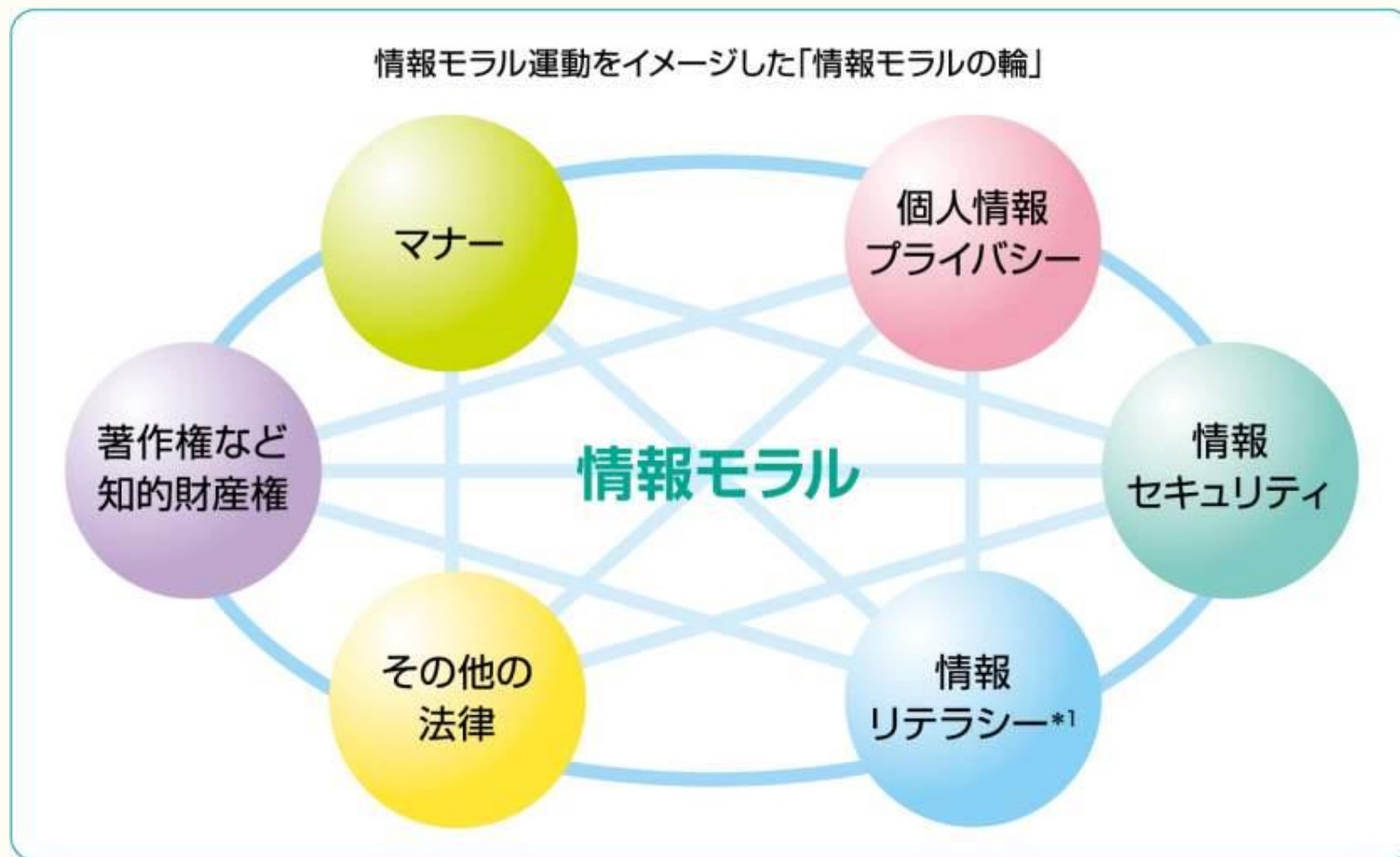
情報を適法・適切に

発信する





情報モラルに含まれるもの





情報モラルに含まれるもの

著作権など知的財産権	マナー	情報セキュリティ
情報そのものを守るルール 文章や音楽、映像など情報社会で収集・管理・発信する多くの情報は著作権などの知的財産権で守られています。	見えない相手への思いやり 情報社会では、一般的なマナーに加えて、電子メールの作法や電子掲示板への書き込みなど、情報社会特有のマナーを身につける必要があります。	情報には「鍵」をかけよう 情報社会の根幹をなす「情報」は、形がないゆえに改ざん・流出されたりするおそれがあります。大切な情報は、セキュリティ対策を施して守る必要があります。
その他の法律	個人情報・プライバシー	情報リテラシー
情報社会でのルール 情報社会が安全に保たれるために守るべき、個人情報保護法や不正アクセス禁止法などのルールを知り、守ることは情報社会の構成員として当然のことです。	ひとりひとりの大切な情報 ひとたびネットワーク上に流通してしまった情報は回収が非常に困難ですので、個人情報やプライバシーなどの情報には最新の注意が必要です。	情報の価値を見極めよう 情報社会では、情報が氾濫していますので、欲しい情報がどこにあるのかを見極め、情報の真偽・価値を判断し、正確な情報を入手する能力が必要です。





情報モラル10ヶ条

1. 機械の冷たさ、人のぬくもりを感じよう
2. 顔が見えないからこそ、自分の一言に重みがある。責任を持とう
3. ウソの情報、本当の情報を見極めよう。量より質を重視して
4. ネットも人間もウィルスに弱い。“風邪”を引かないようにしよう
5. 命は有限、情報は無限。ネット上の言葉は消せないことを常に意識しよう
6. ネットに頼るな、仲間を頼れ
7. ネット上でも礼儀を忘れないようにしよう
8. 創作を楽しみながら、自分の意思表示、自己表現の力をつけよう
9. ストップ！“ながら”携帯
10. そんなに急いで、どうするの？ 時には携帯電話、電子機器を手離そう

2015年1月松本大学の授業「地域環境と民度」より





著作権などの知的財産権

知的財産権：人々の幅広い知的な創作活動から生み出された成果について法律上認められている権利

商標権

商品やサービスに使われる文字やマーク

特許権

高度な技術的アイデア

実用新案権

技術的アイデア

意匠権

物品のデザイン

著作権

表現



※所有権

所有者が自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利

※ 画像は任天堂Webサイト(<https://www.nintendo.co.jp/index.html>)より





情報モラルにおける著作権の重要性

- ✎「表現」を保護する権利が著作権
- ✎情報は「表現」されており、多くの情報は著作権で守られている。
- ✎情報の発信と受信、活用に関わる場面で著作権の知識が求められます。





著作権とは

✎ 作品を創作した人に与えられる、その作品を利用することについて排他的に決定できる権利

◆「著作権法」に定められている

✎ 保護の対象(作品) → **著作物**

◆ **思想または感情を創作的に表現したもの**

ex. 小説・音楽・ダンス・絵画・建築物・地図・映画・
写真・コンピュータプログラム など

✎ 権利者(創作した人) → **著作者**

◆ 著作物を創作する者

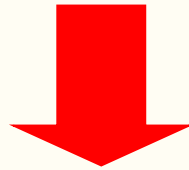
※現在著作権を持っている者 → 著作権者





著作権で何が守られるの？

著作権を持つ者以外、著作権で保護されるものを許可無く**利用**できない



- ◇ 改変
- ◇ コピー（複製）、インストール
- ◇ 放送、インターネットでの公開
- ◇ 上映、レンタル
- ◇ 海賊版の輸入、販売





著作権の対象＝著作物

 思想または感情を創作的に表現したものであって文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの（第2条）

著作物の例示（第10条）	具体例
言語の著作物	論文、小説、詩歌、講演など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踏、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなど
美術の著作物	絵画、彫刻、書など
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図、学術的図面、図表など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画など
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータプログラム





著作権の対象＝著作物

- ① 人が頭や心で考えたり、感じたりしたものであること
◆単なるデータや事実は対象外
- ② その人の個性が表れているものであること
◆子どもや素人の作品も保護される
- ③ 頭や心の中だけでなく、外に表現されたもの
◆アイデアは保護されない





著作者と著作権者

著作者（第2条第1項第2号）

◆「著作物を創作する者」のこと

— 著作者の例外

- 法人著作（職務著作）（第15条）
- 映画の著作物の著作権の帰属（第29条）等

著作権者

◆「現在、著作権を持っている者」のこと

— 著作権は買ったり、相続したりできる





著作権の内容

著作者人格権
(譲渡不能)

公表権
氏名表示権
同一性保持権

著作権(財産権)
(譲渡可能)

複製権・出版権の設定権

上演権・演奏権

上映権

口述権

公衆送信権(放送含む)

展示権

頒布権(映画の著作物のみ)

譲渡権(映画の著作物以外)

貸与権(映画の著作物以外)

翻訳権、翻案権等

二次的著作物の利用に関する
原作者の権利

補償金を受ける権利(私的デジタル録音録画、教科書等への掲載など)





著作者人格権と著作権

著作者人格権

勝手に公表されない権利

勝手に氏名の表示方法変えられない権利

勝手に手を加えられない権利

著作権(財産権)

勝手にコピーされない権利

勝手に公衆に伝達されない権利

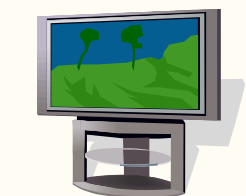
二次的著作物に関する権利



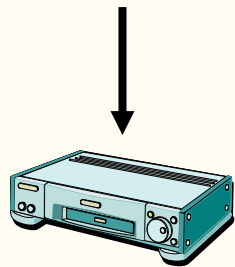


複製権(第21条)

他人によって著作物を無断でコピーされない権利
複製権の問題となるコピーとは、結果として同じものが出来上がれば当てはまり、その方法は問いません。



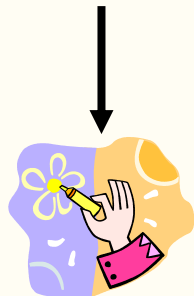
映画・アニメ



録画



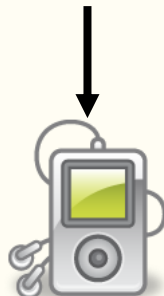
絵画



模写



音楽CD



ダビング



論文



複写



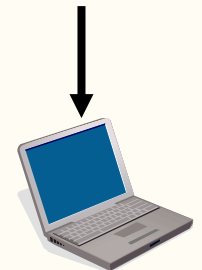
インターネット上の音楽・映像等



ダウンロード



PCソフト



インストール





上演権・演奏権(第22条)・上映権(第22条の2)

上演権・演奏権(第22条)

他人によって著作物を公に上演・演奏されない権利

(例)

- 楽曲を演奏する
- 構内放送でCDを流す
- 劇を上演する



上映権(第22条の2)

他人によって著作物を公に映写幕その他の物に映写されない権利

(例)

- ビデオ・DVD・OHP・プロジェクターを使用して受講者に著作物を見せる





公衆送信権（第23条）

✎ 他人によって、著作物を無断でテレビ放送、ラジオ放送、ケーブルテレビ放送、インターネット等を通じて公衆に送信されない権利

- ◆ テレビ・ラジオなどで行われる「放送」「有線放送」
- ◆ インターネットなどを通じた「自動公衆送信」
 - 自動公衆送信の場合は、サーバー等へアップロード（送信可能化）された段階で公衆送信となる
- ◆ 電話・FAXなどを通じて手動で送信





著作権の発生と保護期間

著作権の発生

- ◆ 著作物を創作した時点で著作者が自動的に取得する（無方式主義）
 - 「©」標記は不要 → 法律的な義務なし
 - © + 著作権者 + 最初の発行年

保護期間

- ◆ 原則
著作者が著作物を創作したときから著作者の生存中及び死後**50年間**
- ◆ 例外
無名変名・団体名義の著作物・・・公表後50年
映画の著作物・・・公表後70年





著作物は勝手に使えない？

✎ 他人の著作物は、原則として勝手に利用することはできない。



✎ 利用するためには以下の方法が考えられる。

- ① 著作権者の利用許可を受ける方法
- ② 著作権の譲渡を受ける方法





他人の著作物を勝手に使うとどうなるか

著作権侵害

刑事罰

- ◆ 著作権(財産権)等
 - 懲役10年以下または1000万円以下の罰金またはその両方
- ◆ 著作者人格権侵害、みなし規定侵害等
 - 懲役5年以下または500万円以下の罰金またはその両方

親告罪

- ◆ 刑事裁判を受けさせるためには著作権者等の告訴手続きが必要

民事責任

- ◆ 差止請求
- ◆ 損害賠償請求
- ◆ 不当利得返還請求など





勝手に使える場合もある

他人の著作物を、著作者・著作権者の許諾なく利用できる場合があります。

- ①著作権の保護期間が経過したもの
- ②著作権の制限規定に定める利用の場合





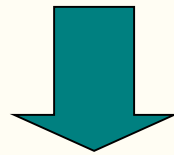
私的使用目的のための複製（第30条）

✎ 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができる

（例）

テレビ番組の録画

借りてきた音楽CDのダビング



複製した物を他人に譲り渡すことは違法！！





私的使用目的のための複製

✎ただし、次の場合には私的使用目的であっても複製することができない

- ① 店頭にあるダビング機器を用いる場合（当分の間、文献複写機を除く）
- ② コピープロテクトを外してのコピー
- ③ 著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実（＝著作権等を侵害する自動公衆送信であること）を知りながら行う場合

→③の一部に罰則がつけました。





引用(第32条)

 公表された著作物は「引用」して利用することができる

「引用」として認められるには、一般的に、以下の①～④及び⑤の要件を満たす必要があるとされている

- ① 公正な慣行に合致すること
- ② 他人の著作物を引用する必然性があること
- ③ かぎ括弧をつけるなど、引用部分と自分の著作物とが区別されていること
- ④ 自分の著作物と引用した著作物との主従関係が明確であること(自分の著作物が主でなければならない)
- ⑤ 出所の明示があること





学校等教育機関における複製(35条1項)

✎ 学校の授業で使うために担任教師等が公表された著作物を複製することができる

✎ 次の①～⑥の全ての要件を満たす必要がある

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 授業の担任または児童生徒が複製すること
- ③ 公表された著作物であること
- ④ 授業の過程における使用を目的とすること
- ⑤ 必要と認められる限度内であること
- ⑥ 著作物の種類・用途、複製の数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害しないこと





非営利無料の上映等(38条)

✎ 公表された著作物は、非営利無料である場合には、公に上演、演奏、口述、上映することができる

✎ 次の①～③の全ての要件を満たす必要がある

- ① 営利を目的としない
- ② 聴衆、観衆から料金を取らない
- ③ 出演者に出演料などの報酬を支払わない

(例) 無料で行うバンド演奏、劇の上映

※ ただし、劇の短縮や曲のアレンジは
同一性保持権侵害になる可能性あり！





著作権侵害罪

刑事罰(第119条)

◆ 著作権(財産権)等

— 懲役10年以下若しくは1000万円以下の罰金またはその併科

◆ 著作者人格権侵害、みなし侵害等

— 懲役5年以下若しくは500万円以下の罰金またはその併科

◆ 有償著作物の違法ダウンロード

— 懲役2年以下若しくは200万円以下の罰金またはその併科

両罰規定(第124条)

◆ 企業などの法人等の代表者や従業員による侵害の場合には、その法人に3億円以下の罰金

親告罪(第123条)

◆ 刑事裁判を受けさせるためには著作権者等の告訴手続きが必要





民事責任

差止請求(第112条)

◆ 侵害の停止又は予防措置の請求

損害賠償請求(民法709条、著作権法114条等)

◆ 被った侵害に対する賠償請求

不当利得返還請求(民法703条、704条)

◆ 他人の権利を侵害することによって得た利益の請求

名誉回復措置(第115条、第116条)

◆ 謝罪文の掲載などによる名誉・声望の回復請求





著作権トラブルの実例





類似性—基本視点

※前提となる「依拠性」については、無方式主義の復習、登録主義（特許権）との比較で説明すると分かりやすい。

【類似性のポイント】

- ✓ どの程度似ていると著作権侵害になってしまうのか。
- ✓ どの程度似ていると訴えられてしまうのか。
- ✓ どの程度似ていると世間で「炎上」してしまうのか。





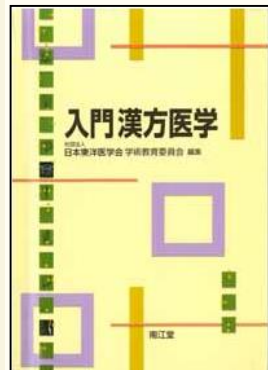
類似性—どの程度似てると著作権侵害になるか(1)



=



東京地判平成15年11月12日アラウンド・ザ・ワールド事件



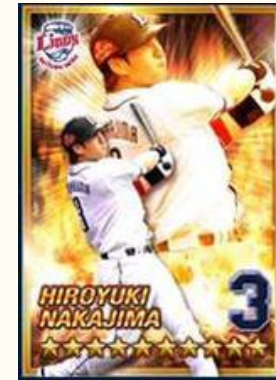
=



東京地判平成22年7月8日入門漢方医学事件



=



知財高判平成27年6月24日ドリームナイン事件

- ✓ いずれも裁判所は侵害を肯定。
- ✓ その他、ビジュアル的に分かりやすい事案としては、スイカ事件(東京高判平成13. 6. 21)や民家の暖簾事件(東京地判平成4. 11. 25)、ひょうたんイラスト事件(東京地判平成26. 10. 30)等がある。



=



東京地判平成16年6月26日LEC出る順宅建事件





類似性—どの程度似てると裁判沙汰になるか(2)



≠



≠

東京地裁平成20年7月4日博士イラスト事件

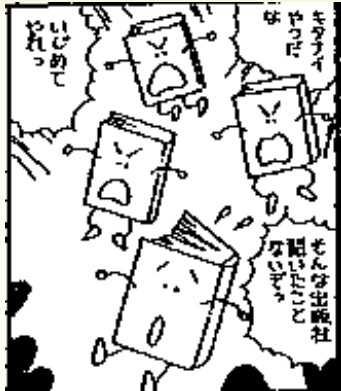
- ✓ どちらに転んでもおかしくない微妙な事例
- ✓ いずれも裁判所は侵害を否定
- ✓ ただ、この程度似ていると訴えられるリスクはある
- ✓ その他最近の事例としては釣りゲーム事件(知財高判平成24. 8. 8)など

大阪地裁平成21年3月26日マンション読本事件





類似性—どの程度似てると裁判沙汰になるか(3)



≠



東京高判平成12年5月30日タウンページ事件



≠



知財高判平成27年2月2日巻くだけダイエット事件



≠



小林伸一郎「廃墟漂流」(2001年)

丸田祥三「機械室」(1992年)

知財高判平成23年5月10日廃墟写真事件



≠



東京高判平成13年1月23日けろけろけろっぴ事件

- ✓ いずれも裁判所は侵害を否定
- ✓ いずれもアイデアが共通するに過ぎない類型と整理できる
- ✓ ただ、この程度似ていると訴えられるリスクはある

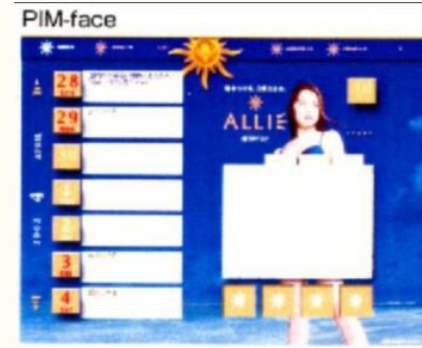




類似性—どの程度似てると裁判沙汰になるか(4)



東京地判平成14年9月5日サイボウズ事件



東京地判平成15年1月28日スケジュール管理ソフト事件



- ✓ ソフトウェアの出力画面やウェブサイトのデザインも著作物に該当するため、そっくりなデザイン(完全なコピーや特徴的な部分のコピー等)は著作権侵害に該当するおそれがある。
- ✓ しかしながら、特定の機能をもったソフトウェアやWebサイトの場合、機能を追求するとある程度似たり寄ったりのデザインになってしまうことは仕方ない部分があるため、そのレベルで似ている分には著作権侵害には該当しない。
- ✓ 「ウェブサイトのデザインをパクられた!」「アプリのデザインをパクられた!」という場合は、これら判例を参考に冷静に事案を見つめ直すことが重要





類似性一どの程度似てると裁判沙汰になるか(海外編)



ミッフィー

?



キャシー

- ✓ ミッフィーの著作権を管理する会社が、キャシー(サンリオのキャラクター)はミッフィーの著作権を侵害するとして、商品の生産差し止めを求め、オランダの裁判所は著作権侵害であると判断(その後和解が成立)。
- ✓ 共通点、相違点を挙げさせ、類似性を考えてもらうにはよい素材





類似性一どの程度似ていると炎上するか(佐野研二郎編)



?

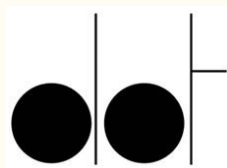


?



BITO 太田市美術館・図書館
ART MUSEUM + LIBRARY, OTA

?



?



?



?



- ・ 著作権侵害に当たる可能性があるのはせいぜい左上、右下程度か？
- ・ それまで紹介した実例を踏まえて意見を聞いてみる等するとダレない
- ・ 一般国民は著作権法よりも厳しく判断しがち





類似性－伝えたいこと

- ✓ 著作権侵害に当たるほど似ているか否かの判断は時として微妙な判断であり、現場担当者だけで判断すべきでない
- ✓ 仮に著作権侵害に当たらないとしても裁判に巻き込まれるリスク（風評リスク、時間と費用をロスするリスク）、世間的に「パクリ」と捉えられ、炎上するリスクは常にある（著作権侵害でないからよい、と単純に割り切るわけにもいかない世知辛いご時世）
- ✓ 特に有名コンテンツに似たものを作成、利用する場合には、著作権侵害リスク、訴訟リスクだけでなく、炎上リスクをも加味し、慎重な判断が求められる





デザインの発注と契約ーひこにゃん事件

ひこにゃん
公式サイト

プロフィール ファンクラブ 応援寄付金について ひこにゃん特別住民票 商標使用について Facebook

ニュース イベント情報 登場スケジュール ブログ 彦根飲食店マップ 交通アクセス お問い合わせ

ひこにゃん ニュース

2015.11.02 11月の「ひこにゃん」出陣スケジュールについて

2015.10.31 ひこねの城まつりパレードにおけるお願い

2015.10.31 ひこね城まつりパレード開催に伴う彦根城域での「ひこにゃん」登場スケジュールの変更について

2015.10.22 ひこにゃんが、彦根城夜宴に出陣します！

2015.10.15 「ご当地キャラ博 in 彦根 2015」期間中の駐車場の臨時休業について

ひこにゃん リンク

彦根市役所 彦根商工会議所 彦根観光協会 彦根商店街連盟 稲枝商工会
びわこビジュアルビューロー 彦根青年会議所 彦根城博物館 ひこね市文化プラザ

ひこにゃん 登場スケジュール

ひこにゃん BLOG

ひこにゃん ファンクラブ

ひこにゃんの 商標使用について

ひこにゃんへの 応援寄付金

井伊直弼公

ひこにゃん公式サイト(<http://hikone-hikonyan.jp/>) より





他人の著作物を勝手に使うとどうなるか

著作権侵害

刑事罰

- ◆ 著作権(財産権)等
 - 懲役10年以下または1000万円以下の罰金またはその両方
- ◆ 著作者人格権侵害、みなし規定侵害等
 - 懲役5年以下または500万円以下の罰金またはその両方

親告罪

- ◆ 刑事裁判を受けさせるためには著作権者等の告訴手続きが必要

民事責任

- ◆ 差止請求
- ◆ 損害賠償請求
- ◆ 不当利得返還請求など





デジタル著作物の侵害事犯の変遷

関連する法制の動向

1985年 プログラムの著作物を著作権法で保護

1997年 公衆送信権の付与

1999年 技術的保護手段（コピーコントロール）の保護

2002年 プロバイダ責任制限法

2005年 知財高裁の設置

2010年 私的使用の複製の範囲から一部のダウンロードを除外し違法化（違法ダウンロード）

2012年 違法ダウンロードの一部に刑事罰を付与

2014年 電子書籍に対応した出版権の整備

侵害事犯の変遷

1986年頃

店舗型・海賊版販売

「専門業者」による侵害

1989年頃

店舗型・違法レンタル

侵害行為の「一般化」

1993年頃

店舗型・擬似レンタル

1998年頃

パソコン通信悪用の海賊版販売

インターネットに移行することにより「匿名化」が顕著に

インターネット悪用の海賊版販売

2000年頃

ネットオークション悪用の海賊版販売

2001年頃

店舗型・違法上映（ホテル・ネットカフェ）

2005年頃

組織化された海賊版販売

2006年頃

精巧な海賊版販売

インターネット悪用の違法アップロード（ホームページ型）

インターネット悪用の違法アップロード（ファイル共有ソフト）

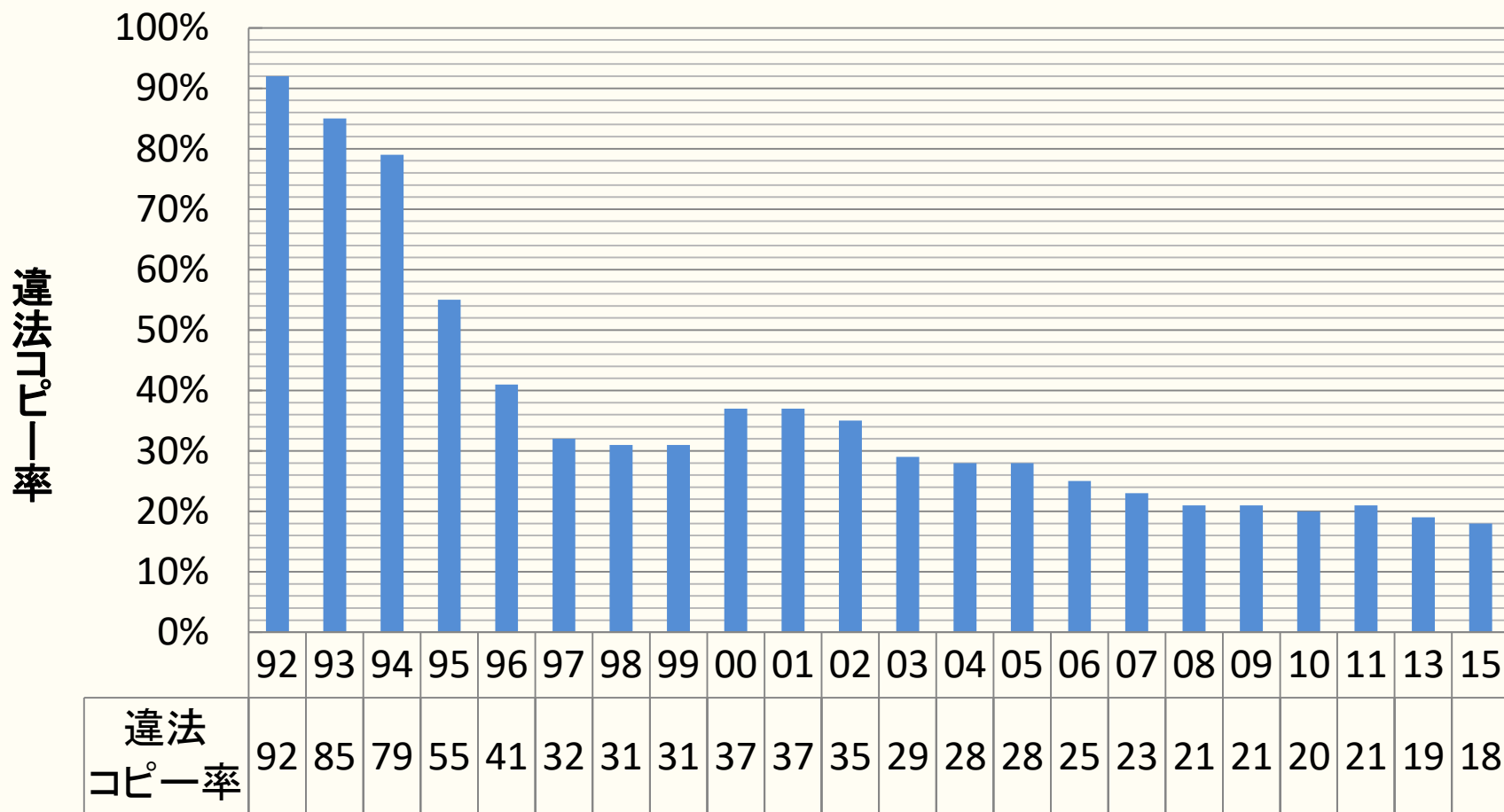
インターネット悪用の違法アップロード（動画投稿サイト・オンラインストレージ）

媒体を使わず著作物のデジタルファイルのみを送信する形態へ

著作権侵害とはならない侵害行為



日本の違法コピー率の推移



2015年：違法コピー率は世界第2位 被害金額は世界ワースト10位(約1,100億円)





こんなことはありませんか？

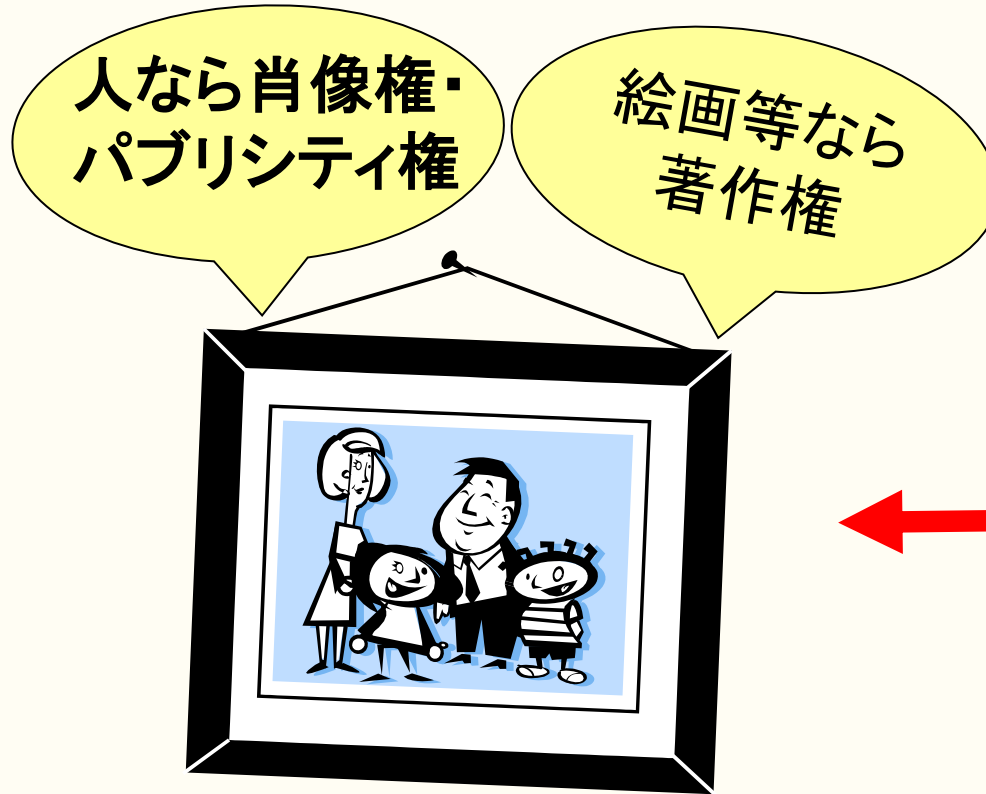
 Webサイトを作成する際、素材となる写真やイラストをインターネット上にある素材を利用して作成した。

- ◆ 著作権法違反となる恐れがあります
 - ◆ 肖像権侵害、パブリシティ権侵害となる場合があります
 - ◆ 「フリー素材」として無料公表されているものも注意
 - ◆ パンフレット類の作成時も同様に注意してください。
-
- ◆ 著作権者から許諾を得て利用しましょう。
 - ◆ できれば業務ではフリー素材は利用せず、有料の素材を利用しましょう。





(参考) 写真の利用について



被写体



カメラマン
(著作権者)





(参考)肖像権とパブリシティ権

○肖像権

一般人が肖像を撮影や公表されない権利

○パブリシティ権

有名人が氏名・肖像を商業的に利用する権利



WEBサイトに人を登場させる場合には
許諾(契約)が必要となる





(参考)「忘れられる権利」

✎ 個人データについて、管理者にデータの削除と頒布の中止を実行させる権利

✎ 管理者は自己管理のデータの消去に加えて、当該個人のデータのコピーやリンクを公開している第三者に対し、本人が個人データの消去を要求している旨を通知しなければならない

(EU個人データ保護規則案第17条)

※ 2014年5月、EU司法裁判所は自分の過去の新聞記事内容に関するリンクをGoogleの検索結果から削除するよう求めたスペイン人男性の訴えを認めた。





(参考)「忘れられる権利」

日本における状況

- ◆ 個人データ自体：プロバイダー責任制限法
- ◆ 検索結果：Google、Yahoo!は検索結果の削除ポリシーを作成

※2014年10月、東京地裁はGoogleに対し、自己の名前の検索結果の一部を削除する仮処分決定





情報モラルを 身につけ適切に情報を取り扱う





情報の収集活動時の注意点

著作権など知的財産権を尊重する

権利者を捜し利用許諾を得る

適正に情報を収集する

個人情報の収集時には個人情報保護法の規定を遵守

情報の信頼性について意識する

正しい情報なのかを意識して収集する

情報の品質について意識する

古い情報でないか





情報の管理・発信活動時の注意点

著作権など知的財産権を尊重する

第三者の著作物が無許諾で発信しない

他人のプライバシーを尊重する

他人のプライバシーに関する情報の発信時には要注意

情報を適正に管理し、情報漏洩を防止する

情報セキュリティ対策を着実に行う

情報の発信に責任を持つ

発信する情報の内容の信憑性を確認

情報を発信した場合の影響についても確認





創作活動と地域の活性化

発見・発掘



商業活用
可能

市民の創作
活動

- 文化産業は著作権産業
- 地域の固有性と住民の創造性の活用
- 文化、創作の裾野を広めることが肝要





ビジネス著作権検定



ビジネス実務、日常生活においてますます必要とされる著作権に関する知識および関連する知識について、その基礎的な理解、具体的な裁判例・ビジネス実務における慣例を基準とする事例判断での応用力をそれぞれ測定する検定です

BASIC、初級、上級があります
新たに教育著作権検定もスタートします





ビジネス著作権検定

初級問題にチャレンジ！（平成22年度団体試験問題）

問題：次のうち、著作権法で保護される著作物に含まれるものはどれか

ア 新聞記事の見出し

イ 一般人が入浴中に即興で歌った鼻歌

ウ 新しく創作された方法で計算された平均株価

エ 「ごめんね,ごめんねえ」というギャグ





人生を棒に振るスマホ・ネットトラブル



目次

- 第1章 ひとつの投稿で一生が台無しに
- 第2章 拡散の怖さを知らない子どもたち
- 第3章 SNSの悩ましさ
- 第4章 違法行為で人生を棒に振らないために





著作権教育に関する寄稿記事

教育新聞

原点からの『情報教育』再考

(社) コンピュータソフト
ウェア著作権協会専務理事
久保田 裕

④

この連載の第1回目でふれたが、情報教育といふ、コンピュータの扱い方を中心とした教育を想定してしまいがちだが、私は情報教育とは「情報の意味」を教えるものではないかと考えている。特に著作権は、情報の中でも意味や価値のある情報であり、著作権教育が情報教育の中核であるといっても過言ではないと思う。

では、先生の「著作権教育に関する意識はどうなのだろうか。昨年1月に公表された、学校における著作権教育についてのアンケート調査に関する報告」では、そのようにもなれられてい

子どもも著作権の主人公だ 本義は禁止よりも創作の保護

Top/Commission/copyright)”。この調査結果について、調査で委員会主催された大和学園日本文化振興会基金助成の講演を聴く機会があった。この場で大和氏は、先生の多くが、著作権を「制限」と受け止めており、著作権を「保護」しないよう児童生徒に対して適法性を求めているのは、むしろ「禁止教育」がわ

れている実態を語っていた。私も小・中学校の先生に著作権について講ずる機会があるのだが、多くの先生は、授業の範囲で著作権に関する知識や著作権教育の実態を把握するために実施したもので、報告書(日本教育著作権協会)のウェブサイトに掲載されている<http://www.japet.or.jp/>で、その調査結果を語っていた。

「他人の著作物を利用するときに、著作権をどう扱うか」という土台を整理させていくことができるのではないかと考える。そこで活用してほしいのが、著作権について教員向けに解説した資料や児童生徒向けに解説した資料や児童生徒向けに解説した資料や児童生徒向けに解説した資料を配布したり、ウェブサイト上で公開を行ったりしているが、こういった資料も教員について初めて知った」と記述する学校がある。また、著作権教育についてのアンケート調査」に出ている。

「一方、資料があるのを知っている回答した学校のうち、それらの資料を活用しているという回答者の割合が調査対象校に比べて低い」と記述している。つまり、教員に資料や教材があっても、それらは活用されずにいる。これは、著作権は「制限」ではなく「保護」であるという意識が、著作権教育の土台として必要ではないかと思う。

「原点からの『情報教育』再考」
教育新聞 2015年12月～2016年2月掲載





ご清聴ありがとうございました

公式Webサイト <http://www2.accsjp.or.jp/>

著作権侵害事件の情報のほか、

「著作権Q&A」「ファイル共有ソフトによる著作権侵害」
「ソフトウェア管理のすすめ」などお役立ち情報満載です。
著作権やソフトウェア管理に関する小冊子のPDF配布も
しています。

スマートフォンサイト <http://www2.accsjp.or.jp/sp/>

若年層向けに、「著作権Q&A」「4コマ漫画」を公開して
います



ACCS

